



労働基本権を一切奪い、一片の「届出通告」で自由に配転・出向・解雇へ 惡法「労働者派遣事業法」[5月衆院強行通過]弾劾

日刊
動労千葉

85.5.28

No. 1949

国鉄千葉動力車労働組合

(千葉市要町二一八(動力車会館)
(鉄電)二九三五六・(公衆)〇四七二二二〇七)

**男女雇用機会均等法・労基法全面改悪・等とあわせ
戦後労働法制を全面掘り崩す中曾根**

「労働者派遣事業法案」が5月14日、衆議院社会労働委員会で可決、17日衆議院本会議採択→参院へ送付された。この法律は、戦後の労働法制の根幹を掘り崩すものであり、労働者の権利、雇用を奪い労働運動を否定する超悪法である。この日、同時に成立した「男女雇用機会均等法」、「拘禁二法」等と合わせ、成立を狙っている「労基法全面改悪」、「国家機密法」(スペイ防止法)、「拘禁二法」等と合わせ、中曾根の「戦後政治の総決算」—戦後民主主義、諸権利の一掃に向けた重大な攻撃の突破口であり、断固対決しなければならない。

労働者的人権を無視した派遣法

今回、可決成立した労働者派遣法は、対象業種の枠をしばる等の一部修正、付則等を盛りこんではいるが、提案自体が問題であり、断じて許せないものである。

これは明らかに労基法第6条(中間搾取の禁止)職業安定法第44条(労働者共給事業)・派遣事業の禁止)を否定するものである。

すなわち、労働者と使用者の間に第3者が介在することを禁じることにより、強制労働、中間搾取を排除し、労使が直接の労使関係にたつことで労使関係の民主化、雇用の安定をはかるという戦後の労働法制の根幹をなす内容を全面的にくつがえすものである。

この法律の反動性は、第一に、この法律に基づき、企業が派遣事業の「届出」をすれば、全ての労働者を他社に派遣できる、すなわち労働者を合法的に、かつ自由に職場から放り出せるところにある。国鉄大量首切りをも射程に入れた攻撃である。これは「雇用の権利」の全面否定であり、従来のごとく退職強要、出向、配転によらなくとも、一片の業務命令で首切り、合理化を実現する道を開くものである。

第二に、派遣先の経営者には雇用責任、使用責任がないことである。雇用責任がないということは、労働条件を決める就業規則など必要はなく、また労働者が派遣先企業に未払賃金を請求することもあり、企業にとっては、労働者を安価に自由に使い切ることができるようになるのである。

第三に、派遣労働者と派遣先企業との間に団体交渉権がないということである。

従つて、賃金や労働条件は企業の一方的決定に従うしかなく、それに抗議し、労働組合を結成したり、抗議行動を起こせば、一片の派遣打ち切り通告で「解雇」というまさに労働組合活動そのもの

のが否定されるのである。

しかも派遣先の企業に使用責任がないことから労働者が「不当労働行為である」として労働委員会に救済を申し立てることさえ不可能なのである。

侵略戦争のための労働運動破壊攻撃

まさに、労働者派遣法は、単に労働条件の劣悪化、身分の不安定化をもたらすばかりでなく、全く無権利な労働者を大量に生み出し、労働運動そのものを認めず、資本の思うところに自由に労働力を流すこと目的とした恐るべき法律である。

文字通り労働基本法の根本的否定、戦後、労働者が血と汗で築きあげてきた権利・制度の一切をぶちこわす攻撃の突破口である。

日帝・中曾根の「戦後政治の総決算」の核をなすものであり、戦後労働運動を法の名をもつて破壊し、労働者をうむを言わせず戦争へかりたてる許しがたい攻撃である。

第二次大戦前夜、労働運動が法の名で解体され産業報国会へとまとめ上げられ、労働者が侵略戦争の先兵に仕立て上げられた歴史を二度と繰り返してはならない。

われわれは、この反動立法を徹底弾劾するとともに、戦争国家体制づくりを目指す中曾根打倒へ総決起しよう。

動労千葉「労働学校」第2回講座のご案内

日 時・1985年5月31日(金)
13時30分～17時30分

場所・動力車会館
講師・テマ・「労働者とは何か」
講師・埼玉大学教授

持参する物・筆記用具・前回のレポート
鎌倉孝夫氏